

「許可申請の受付期間及び総会開催日」の変更について

(平成29年4月以降)

農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請は、毎月10日を期限として受付をしておりましたが、平成29年4月以降、毎月20日に受付期限を変更いたします。

その他の総会案件についても、毎月20日までに申請をお願いいたします。

ただし、20日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその前開庁日が締切日となります。

※これに伴い、平成29年4月以降の総会開催日は毎月6～8日となります。

※ただし、平成29年4月は、農地転用関係事務指針の改正（受付期間の変更）により、総会を開催しません。